

岩手県告示第818号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

令和3年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）アクロスプラザ盛岡 盛岡市津志田南一丁目101番3ほか
- 3 報告の概要
 - (1) 説明会で述べられた意見
 - ア 入居テナントについて
 - イ 自動車での来店経路の設定について
 - (2) 当該意見についての届出者の見解
 - ア 大規模小売店舗立地法に基づく説明会時にはテナント事業者の確認の上、許可を得られたものについては公表したい。
 - イ 問題が生じないように経路設定や協議を進めて参りたい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年12月10日から令和4年1月11日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場